



河内長野市消防本部からのお知らせ



建物所有者、事業所やテナント関係者の方へ

テナント入居前に消防へ事前相談を

テナントオープン後の消防用設備設置工事や未設置違反に伴う行政指導や行政処分を受けないためにも、テナント入居前に必ず消防へ事前に相談するようにしてください。

事前相談をしてもらうことにより「どんな届出が必要になるのか?」「どのような消防用設備があるのか?」などを把握することが出来るとともに、法令を順守してテナントを開業することが出来ます。

お願い！！

入居されるテナント関係者に「防火対象物使用開始届」などの届出や必要な消防設備等の工事が計画されているかを確認してください。

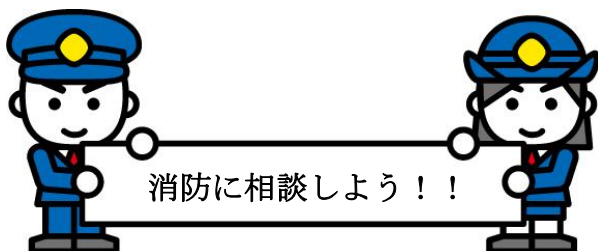
消防用設備の設置・維持管理違反に関する責任は、最終的には建物所有者となる可能性があります。万が一、火災が発生し死傷者が出るような事態が生じた場合には、重大な責任を負うこととなりかねません。

テナント関係者は、事前に河内長野市消防本部予防課へ相談し、必要な届け出をしてください。

仲介業者、管理会社は、テナント関係者に消防へ相談するよう助言をお願いします。

建物所有者は、テナント関係者・管理会社任せにせず、把握・管理できるようにしてください。

消防への相談、届け出なく使用を開始した場合、消防法違反に気づかず、結果的に大切なお客様や建物利用者を危険な建物へ招き入れることになってしまいます。



お問い合わせ先
河内長野市消防本部
予防課 設備指導係
電話0721-53-3699